

広島県告示第八百五十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十二年十一月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定居宅サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	所在地	廃止した事業所	サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団 尚志会	福山市西町二丁目一番三六号	福山城西病院 デイサービス センター	福山市西町二丁目一番三六号	福山市西町二丁目一番三六号	通所介護	平成二十二年 八月三十一日
特定非営利活動法人あんしん介護支援センター サービスセンター	広島市東区戸坂中町六番四九号	あんしん訪問 介護ステーション	広島市東区戸坂中町六番四九号	広島市東区横川町二丁目一〇番七号ハイ ツフォレスト 三〇五	訪問介護	平成二十二年 九月三〇日
有限会社名学館 広島	広島市安佐南区古市一丁目九番一―六〇三号	さくら・介護 ステーション よこがわ	広島市西区横川町二丁目一〇番七号ハイ ツフォレスト 三〇五	訪問介護	訪問介護	平成二十二年 九月三〇日
医療法人光臨会	広島市西区庚午北二丁目八番七号	荒木訪問看護 ステーション スピカ	広島市西区庚午中二丁目一番一五号	訪問看護	訪問看護	平成二十二年 九月三〇日
尾道医療器株式会社	尾道市西御所町六番二号	尾道医療器株式会社福祉介護用品事業部	尾道市西御所町六番二号	尾道市西御所町六番二号	福祉用具貸与	平成二十二年 九月三〇日
尾道医療器株式会社	尾道市西御所町六番二号	尾道医療器株式会社福祉介護用品事業部	尾道市西御所町六番二号	尾道市西御所町六番二号	特定福祉用具販売	平成二十二年 九月三〇日